

参考資料1

# 国民健康保険税率について

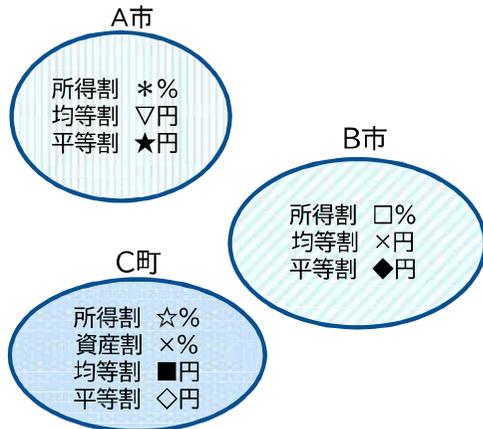
滋賀県資料から一部抜粋

# 1. 保険料水準の統一について

## 【統一の定義】

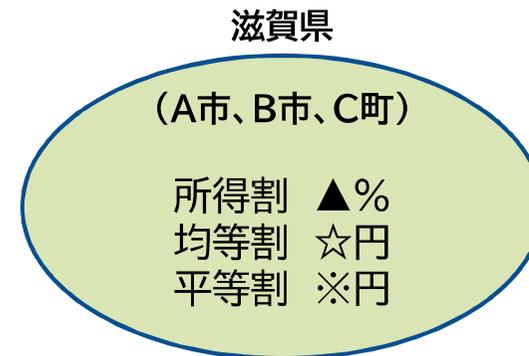
「県内のどこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば、同じ保険料（税）」  
（県内の各市町の保険料（税）率を統一すること）とします

### 【現行】 市町が個別に保険料を設定



・市町の財政状況等により各市町の保険料は異なっている。

### 【保険料水準の統一】



・県内のどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料となる。

# 保険料水準統一加速化プラン(国策定) 概要

## 保険料水準の統一の意義・定義

### 統一の意義

- ①保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ②被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

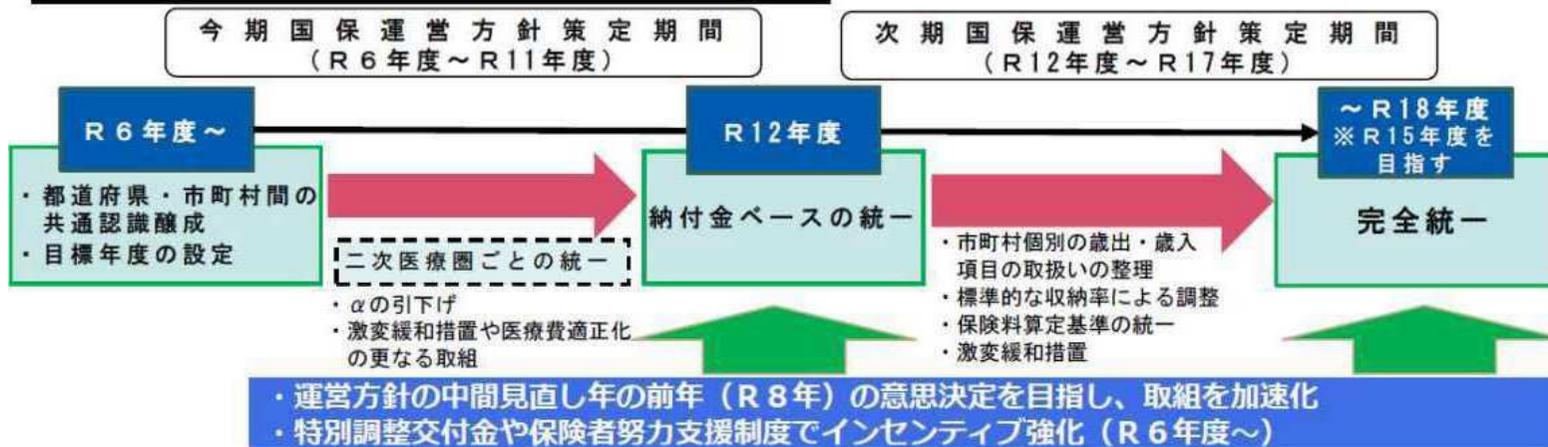
### 統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

### 統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
  - 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。
- ※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意志決定ができるよう取組を進める。

## 保険料水準の統一のスケジュール



## 保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

○ 令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、保険料水準の統一に向けた各都道府県の取組予定は下記のとおり。

● 完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県

● 完全統一の目標年度を定めている都道府県

- ・ R9年度：滋賀県
- ・ R11年度：福島県、大分県
- ・ R12年度：北海道、青森県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、佐賀県、熊本県
- ・ R12年度～R17年度：広島県
- ・ R15年度：群馬県
- ・ R18年度：神奈川県、香川県
- ・ 未設定(納付金ベースは達成)：三重県、長崎県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

● 納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度	長野県	・納付金ベースの統一：R12年度
宮城県	・納付金ベースの統一：R8年度	岐阜県	・納付金ベースの統一：R11年度
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度	静岡県	・納付金ベースの統一：R12年度
山形県	・納付金ベースの統一：R11年度	愛知県	・納付金ベースの統一：R11年度
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度	山口県	・納付金ベースの統一：R12年度
千葉県	・納付金ベースの統一：R11年度	徳島県	・納付金ベースの統一：R11年度
東京都	・納付金ベースの統一：R12年度	愛媛県	・納付金ベースの統一：R11年度
富山県	・納付金ベースの統一：R12年度	鹿児島県	・納付金ベースの統一：R15年度

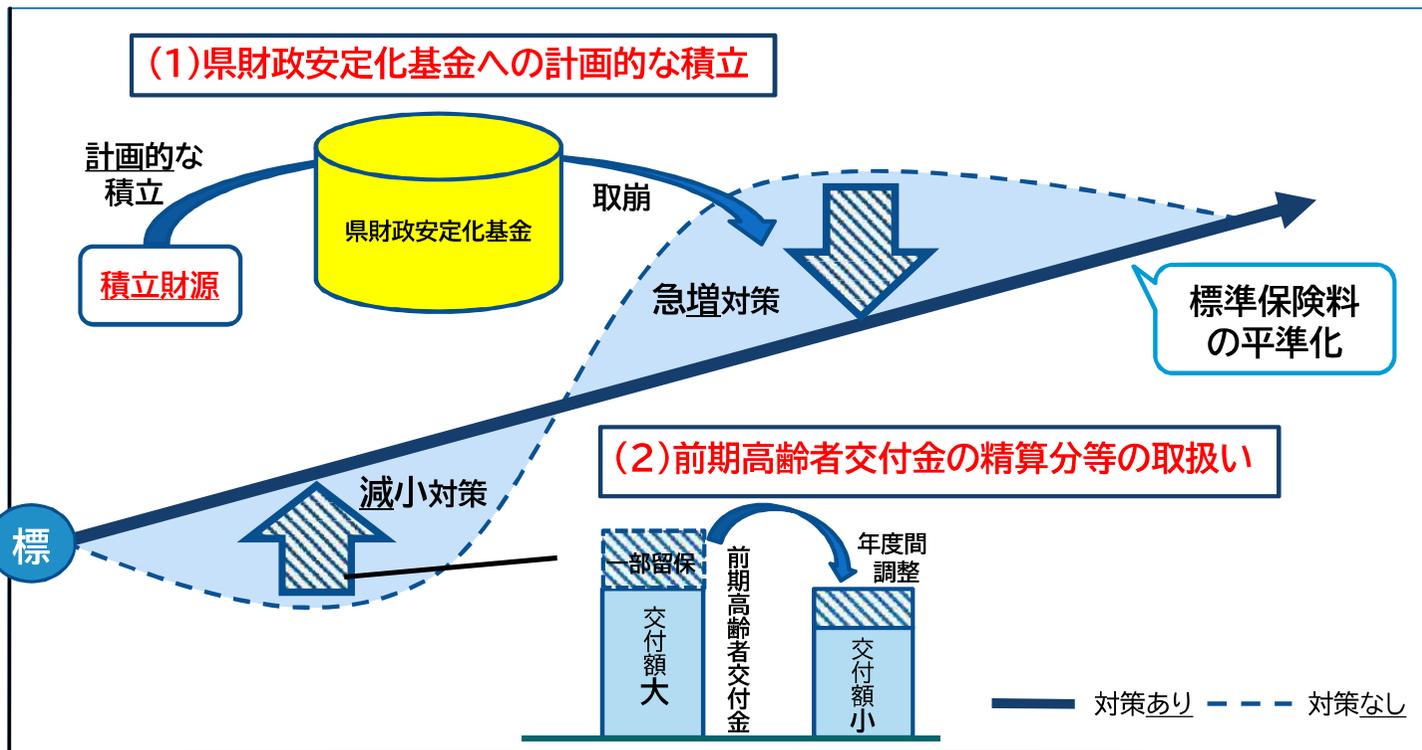
※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $\alpha = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

● 納付金ベースの統一等の目標年度を定めない都道府県

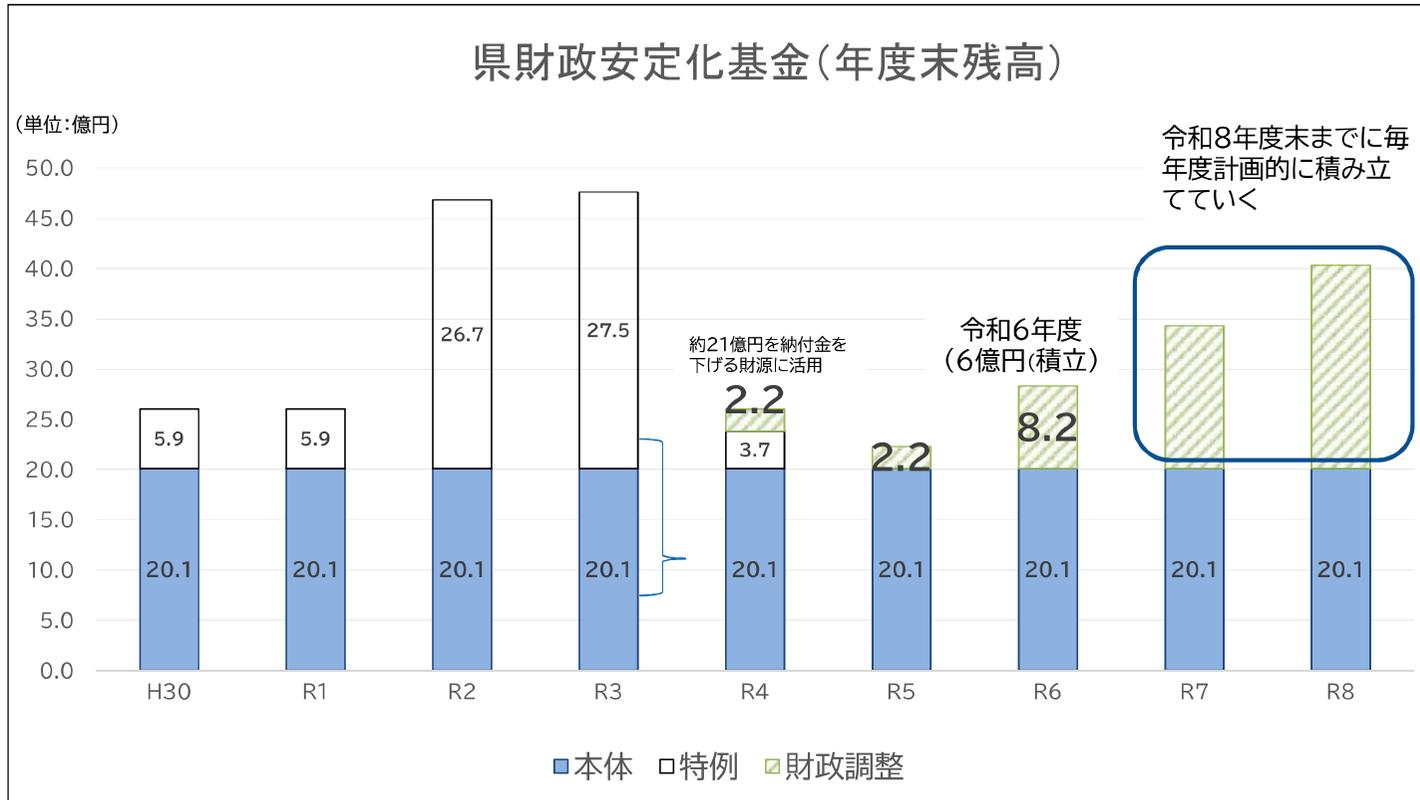
- ・ 茨城県、新潟県、石川県、京都府、鳥取県(運営方針R7.3策定予定)、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県

# 標準保険料の平準化に係る対策

- (1) 県財政安定化基金への計画的な積立 … 標準保険料の急増(↗)対策
- (2) 前期高齢者交付金の精算分等の取扱い … 標準保険料の減小(↘)対策



# 財政安定化基金への計画的な積み立て

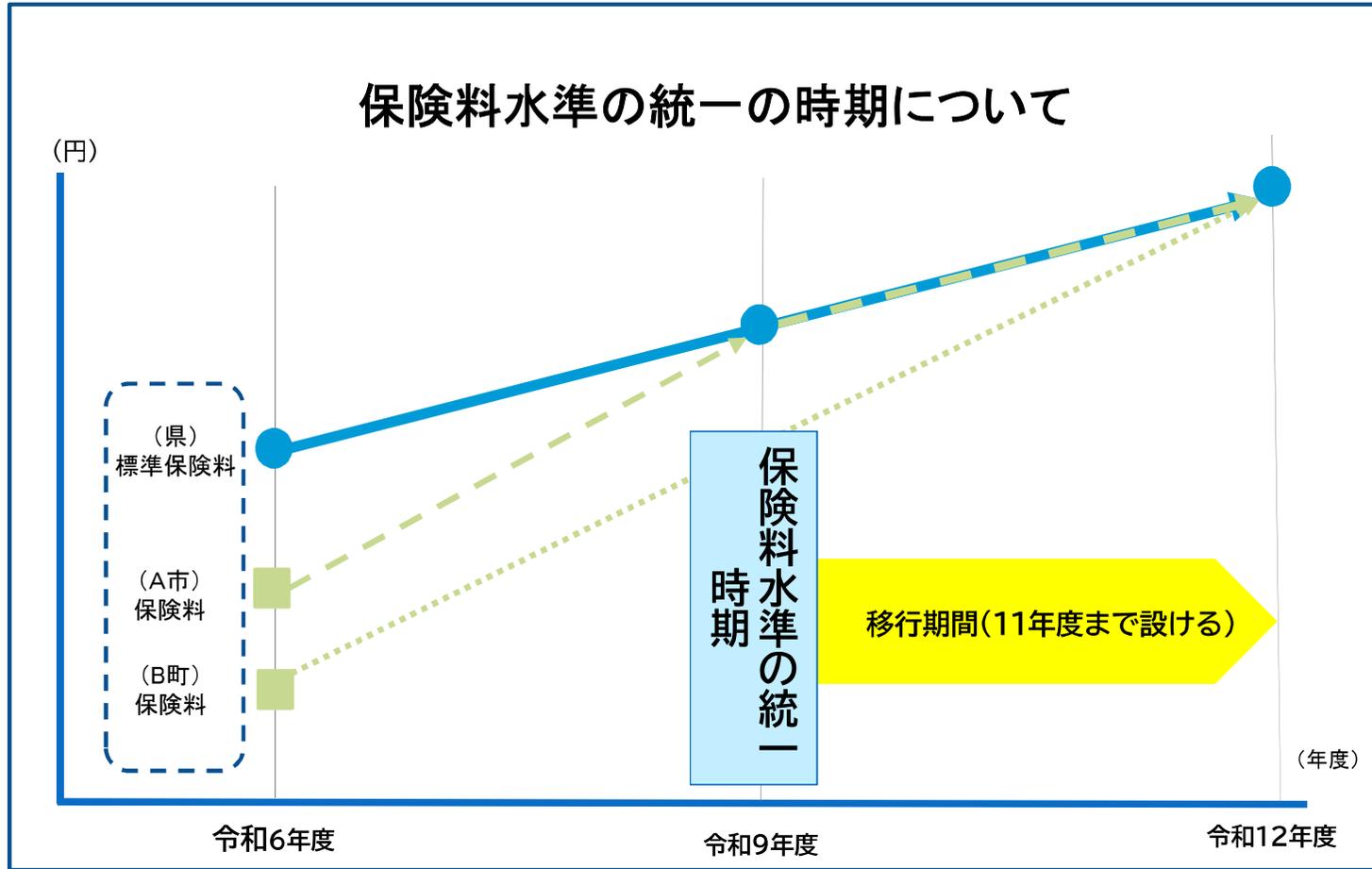


**本体:貸付、交付:**医療費増等に対する取り崩しのみ活用(活用した場合には、翌々年度に同額を積み立てる必要あり)…… 原資(国費)

**特例:**令和5年度末で廃止(激変緩和等に活用) …………… 原資(国費)

**財政調整:**保険料の年度間調整等に活用 …………… 原資(剰余金)

# 保険料水準の統一の時期について



令和8年度から子ども・子育て支援納付金制度が創設

## (参考)県内19市町の保険料率

令和7年度市町保険料率(速報値)

(県医療保険課照会結果)

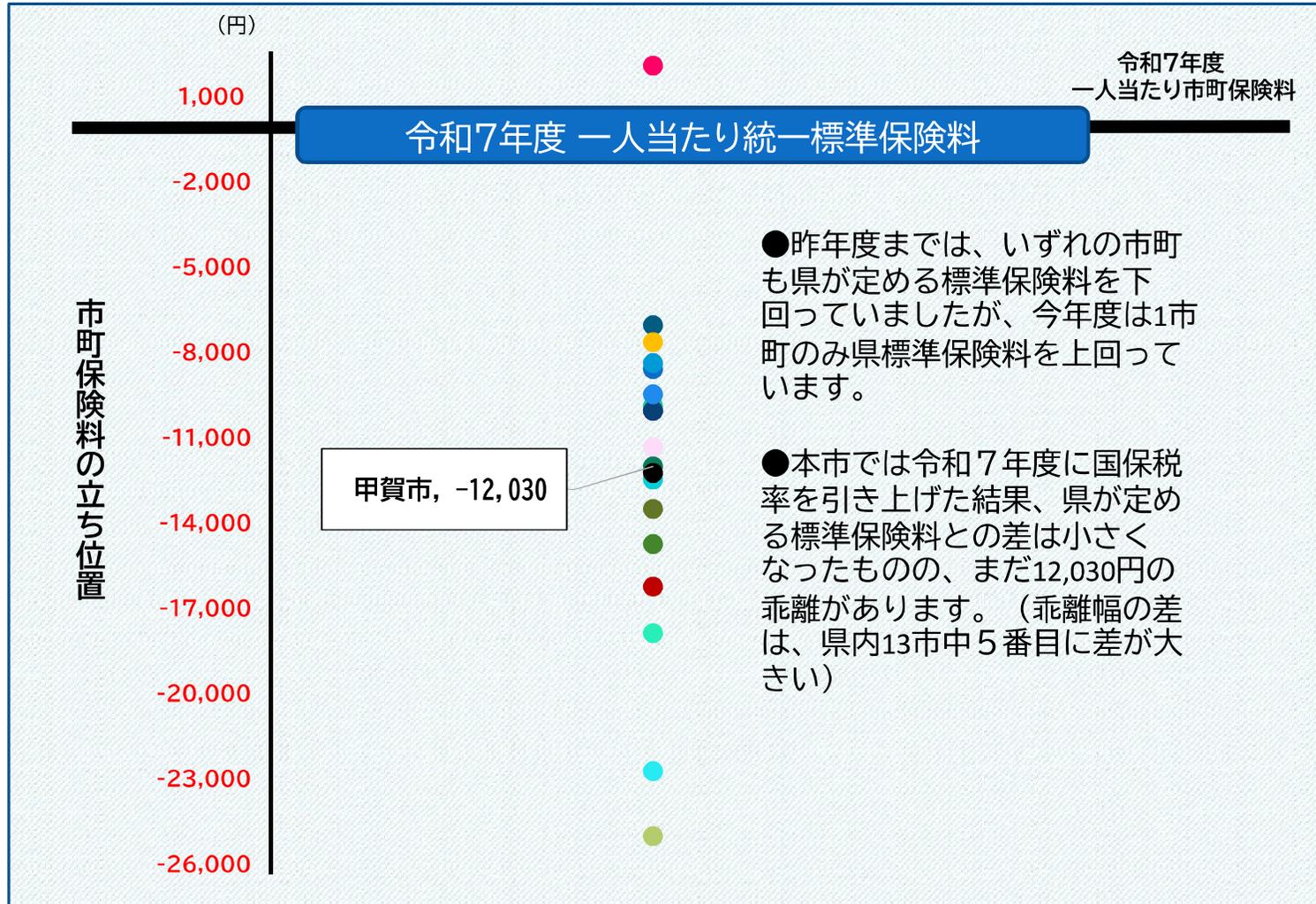
保険者名	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円	所得割 %	均等割 円	平等割 円
➤ 大津市	7.10	30,300 ➤	19,800 ➤	2.60 ▼	11,100	7,500	2.50 ▼	10,800 ▼	5,400
➤ 彦根市	7.12 ➤	29,800 ➤	19,800 ➤	2.72 ➤	11,100 ➤	7,400 ➤	2.36 ➤	11,300 ➤	5,600
➤ 長浜市	6.70 ➤	27,500 ➤	19,500 ➤	2.72 ▼	11,400 ▼	7,800 ▼	2.39 ▼	11,500 ▼	5,700 ▼
➤ 近江八幡市	7.18 ➤	28,100 ➤	19,800 ➤	2.72 ➤	11,000 ➤	7,800 ➤	2.31	10,800 ➤	5,300 ➤
➤ 東近江市	6.90 ➤	29,000 ➤	20,000 ➤	2.70	11,200 ➤	7,800 ➤	2.30 ▼	12,000 ▼	6,000 ▼
➤ 草津市	6.90 ➤	29,000 ➤	19,000 ➤	2.70 ➤	11,200 ➤	7,300 ➤	2.40 ➤	11,500 ➤	6,100 ➤
守山市	6.57	29,086	20,670	2.70	12,193	8,583	2.35	12,720	6,330
➤ 野洲市	7.24 ➤	30,300 ➤	20,600 ➤	2.70 ➤	11,100 ➤	7,500 ➤	2.22	11,400	5,700
➤ 湖南市	6.74 ➤	27,900 ➤	20,000 ➤	2.44 ➤	9,900 ➤	7,300 ➤	2.09 ➤	10,800 ➤	5,300 ➤
➤ 甲賀市	7.35 ➤	25,700 ➤	20,800 ➤	2.70 ➤	9,900 ➤	7,300 ➤	2.35 ➤	10,800 ➤	6,000 ▼
高島市	7.10	26,100	19,600	2.60	9,400	7,000	2.40	10,700	5,600
➤ 米原市	6.39 ➤	27,500 ➤	18,600 ➤	2.80 ➤	11,900 ➤	8,000 ➤	2.36 ➤	12,100 ➤	6,000 ➤
➤ 栗東市	7.00 ➤	29,700 ➤	20,300 ➤	2.68 ➤	11,300 ➤	7,700 ➤	2.25 ➤	12,100 ➤	6,100 ➤
➤ 日野町	7.20 ➤	28,000 ➤	20,000	2.90	11,000 ➤	8,500 ▼	2.35 ➤	11,500 ➤	6,500
竜王町	6.00	25,100	18,900	2.50	10,200	7,600	2.10	11,800	6,000
➤ 愛荘町	6.56 ➤	27,000 ➤	18,000	2.53	10,000	8,000	2.11	11,000	6,000
豊郷町	7.24	23,500	17,300	3.31	10,500	7,700	2.66	11,100	5,600
甲良町	6.83	22,000	18,000	2.42	8,000	6,000	2.30	9,000	5,000
➤ 多賀町	7.87 ➤	32,300 ➤	22,400 ➤	2.83 ➤	11,500 ➤	7,900 ➤	2.38 ➤	12,500 ➤	6,200 ➤

据置…5市町、引上(➤)…14市町、引下(▼)…0市町

【参考】

滋賀県統一標準保険料	7.54%	32,399 円	21,966 円	2.80%	11,881 円	8,055 円	2.36%	12,063 円	6,026 円
------------	-------	----------	----------	-------	----------	---------	-------	----------	---------

## (参考)保険料水準の統一に向けた本市保険料の立ち位置



## 2. 国の制度改正について(子ども・子育て支援納付金制度等)

### ①子ども・子育て支援納付金制度(概要)

こども・子育て政策を強化する財源を賄うため、**医療保険者が被保険者から徴収する「子ども・子育て支援納付金」**が創設される。(令和8年4月1日施行(予定))  
→円滑な制度施行に向けて、**情報共有を図り検討を進める。**

#### 制度の概要(要点まとめ)

- 制度の仕組みは現行の**介護納付金**や**後期高齢者医療支援金**と同様の方法
- 保険料(納付金)の区分に、**「子ども・子育て支援納付金」**を創設



- 従来の制度**(低所得者軽減、賦課限度額)**を踏襲
- 新たな軽減として、**18歳未満の均等割額の全額を軽減**
- 賦課方式の区分に、**「18歳以上均等割」**を創設

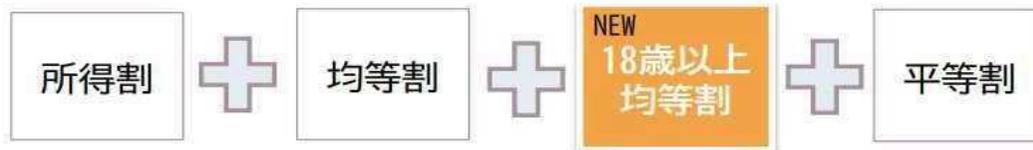
## 保険料の賦課方式について

- 18歳未満の均等割額を全額軽減することに伴い、軽減分を補うため、18歳以上の被保険者に対し、新たに「18歳以上均等割」が追加で賦課される。

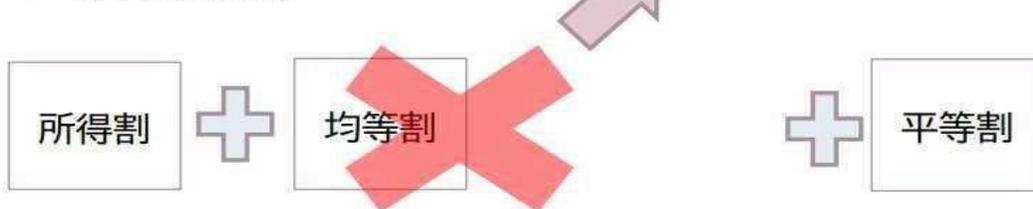
### ○賦課の仕組み

(従来の3方式の場合)

(18歳以上被保険者)



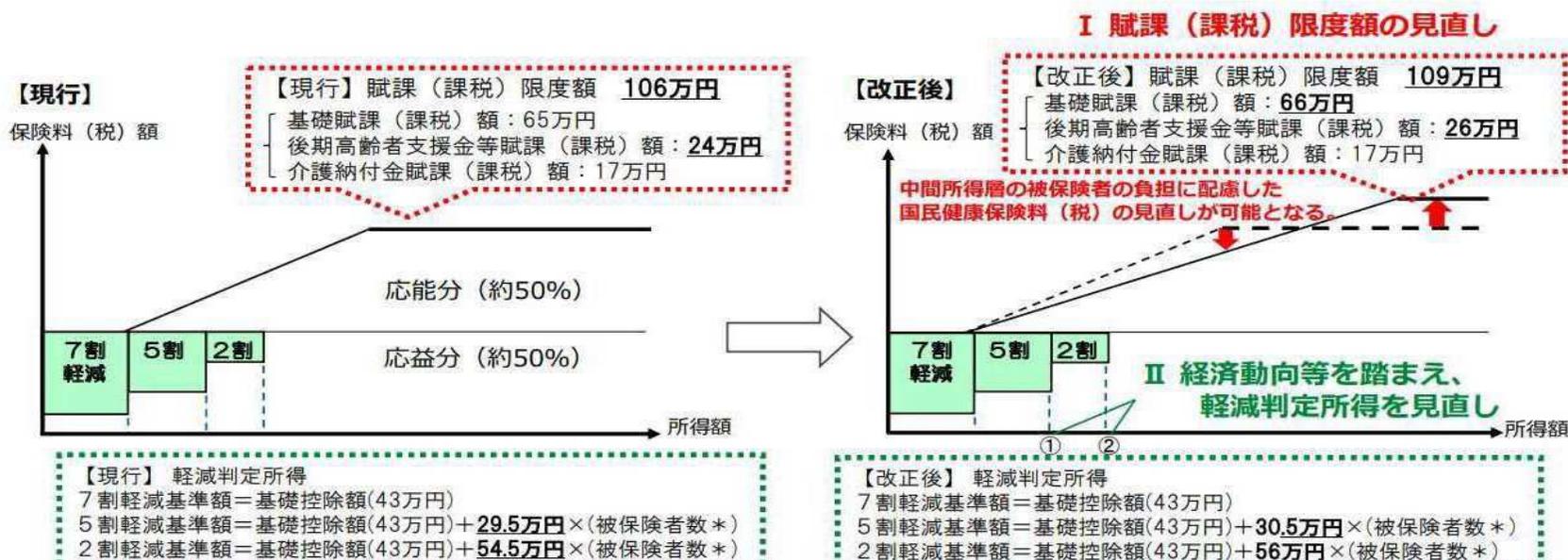
(18歳未満被保険者)



## <以降、令和7年度改正済み>

### ②国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額等の見直し

- I 国民健康保険料(税)の賦課(課税)限度額を109万円(現行:106万円)に引き上げる。
- II 国民健康保険料(税)の減額の対象となる所得基準について、次のとおりとする。
- ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を30.5万円(現行:29.5万円)に引き上げる。
  - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乘すべき金額を56万円(現行:54.5万円)に引き上げる。



\*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

### 3. 今後のスケジュール

#### 令和8年度 保険税率改定スケジュール

時期 (目安)	主な検討項目	
	運営協議会の予定	市・県における保険税率改定のプロセス
10月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>県</b> 仮算定 (10月下旬～11月中旬)         </div>
11月		<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの仮算定結果の報告</li> <li>仮算定結果を基に本市の標準保険料率の試算</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第2回運営協議会 仮算定での標準保険料率による協議・諮問</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>県</b> 本算定 (12月下旬～1月中旬)         </div>
1月		<ul style="list-style-type: none"> <li>県からの本算定結果の報告</li> </ul> <small>※ 令和8年度の納付金および標準保険料率が確定</small>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>第3回運営協議会 本算定での標準保険料率による協議・答申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本算定結果を基に本市の標準保険料率の試算</li> <li>議会へ保険税率改定に係る議案提出</li> </ul>
3月		<ul style="list-style-type: none"> <li>令和8年度保険税率の決定</li> </ul>